新冠町情報公開・個人情報保護審査会条例

新冠町情報公開・個人情報保護審査会条例

(平成13年6月25日条例第14号)

(設置)

- 第1条 次に掲げる事項を処理するため、新冠町情報公開・個人情報保護審査会(以下 「審査会」という。)を置く。
 - (1)新冠町情報公開条例(平成13年条例第12号)の規定によりその権限に属せられた事項を処理すること
 - (2)新冠町個人情報保護条例(平成13年条例第13号)の規定によりその権限に 属せられた事項を処理すること
 - (3)前2号に掲げるもののほか、町長の諮問に応じ、町の情報公開制度及び個人情報保護制度について調査審議すること

(組織)

- 第2条 審査会は、委員5人以内で組織する。
- 2 委員は、優れた識見を有する者のうちから、町長が委嘱する。
- 3 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。

(解任)

- 第3条 町長は、審査会の委員が次のいずれかに該当すると認めるときは、これを解任 することができる。
 - (1)心身の故障のため職務を行うことができないとき
 - (2) 職務上の義務違反があったとき

(会長及び副会長)

- 第4条 審査会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。
- 2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第5条 審査会の会議は、会長が招集する。
- 2 審査会は、3人以上の委員が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決すると ころによる。
- 4 審査会の会議は、異議申立てについての審査を行うための会議その他の会議で公開 が適当でないと明らかに認めるものを除き、原則としてこれを公開する。

(異議申立人等からの意見の聴取等)

第6条 審査会は、必要があると認めるときは、異議申立人、実施機関の職員その他の関係人に対して意見、説明若しくは資料の提出を求め、又は必要な調査を行うことが

できる。

(秘密の保持)

第7条 審査会の委員は、その職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退 いた後も、同様とする。

(庶務)

第8条 審査会の庶務は、総務課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査 会に諮って定める。

附則

この条例は、平成13年10月1日から施行する。ただし、この条例の施行にあたり、 審査会の委員の委嘱のための手続その他この条例を施行するために必要な準備行為は、 この条例の施行日前においても行うことができる。